

1 指導の要点

- ① すべての児童が安全に学校生活を送ることができるようにします。
 - ・必要に応じて話し合い、子どもたちが、自主的、実践的にきまりを守ろうとする態度を育てます。
- ② それぞれの約束事の内容や意味を児童にはっきりと伝え、家庭との連携を十分に取りながら指導します。
- ③ 児童と心の通い合う人間関係を築きながら、個別に指導を進めます。
- ④ 月毎に『生活の約束』を設け、重点的に指導します。

2 校内生活の約束

3つの約束

- ◆ はきものをそろえる（くつやトイレのスリッパ）
- ◆ ろうかは右側を静かに歩く
- ◆ 時間を守る（チャイムの合図等）

- ① 登校時刻（午前8時まで）を守る。
- ② 体操服は、学校で着替える。
- ③ 登校後は、勝手に校外へ出ない。
- ④ 学習に不必要な物は持ってこない。（華美なものは控える）
（お金、おもちゃ、缶ペンケース、色ペン、シャープペンシル、修正液など）
- ⑤ 教室のボールは必ず元の場所に返す。
- ⑥ バランストレーナー・一輪車は、3年生以上の児童が使う。業間・昼休み・放課後、運動場で使用する。使用後は泥を落として元に戻す。
- ⑦ コート全面を独占したサッカーは行わない。
- ⑧ 体育館は、担任又は担当者の責任のもとでのみ使用することができる。
- ⑨ 2階の東通路、教室テラスへは出ない。
- ⑩ 校門から出入りし、生け垣を踏み越えない。
- ⑪ 1～3年生は地区で下校する。4年生以上は終業後、複数で速やかに下校する。
- ① 上ぐつ・下ぐつの使用を区別する。

※すべて原則であり、担任もしくは責任者のもとにおいては、他児童への影響等を十分考慮した上での良識ある判断を優先する。

3 校外生活の約束

- ① 校区外への外出（以下の1～6）は、親の許可と責任のもとで行い、安全に細心の注意をはらう。

※必ず保護者の許可を得る。

※3年生以下は保護者と行動をともにする。

【外出してもよい場所・条件】

- 1 赤穂市民プール（夏休み中） 2 赤穂市立図書館 3 病院
4 習い事 5 保護者が頼んだおつかい（赤穂東中学校区内）
6 海浜公園（グループで）

- ② 赤穂東児童館は保護者の許可があれば、1～3年生も友達だけで行ってもよい。
- ③ 赤穂東中学校区内の魚釣りに限り、親の許可を得て3人以上で出かけてもよい。
（4年生以上）
- ④ 道路の横断には細心の注意をはらい、必ず横断歩道を渡る。
- ⑤ 自転車は正しく乗り、止める場所や止め方に十分注意する。
※ヘルメットをかぶる。
- ⑥ 決められた時刻までに帰宅する。
（3月～9月は午後6時／10月～2月は午後5時）
- ⑦ 買い物の用事があるとき以外は店へ出入りしない。
- ⑧ 公園では、マナーを守って遊ぶ。（遊び方、ゴミ等）
※元沖公園、正保橋公園では、ボールを使って遊べない。
- ⑨ 海浜公園内では、グループで行動する。
- ⑩ タブレット、スマートフォン等でインターネット、SNSを利用する場合は、御崎小SNSのルールを守り、保護者の管理下で、細心の注意をはらって使用する。

禁止です！！

- ① 子ども同士で飲食店やゲームセンターに入ること。
- ② 物やお金のやりとりや貸し借り。
- ③ エアーガンやおもちゃのピストル等の有害玩具（ゲームも含む）の使用。
- ④ 危険な場所での遊びや火遊び。
- ⑤ 路上での一輪車・スケートボード等の遊び・ボール遊び。
（交通の妨げになるような遊び方はしない）

こう ない せい かつ やく そく
校 内 生 活 の 約 束

(児童用)

やくそく
3つの約束

◆ はきものをそろえる(くつやトイレのスリッパ)

◆ ろうかは右側を静かに歩く
みぎがわ しず ある

◆ 時間を守る(チャイムの合図等)
じかん まも あいずなど

- ① 登校時刻(午前8時まで)を守る。
とうこうじこく ぜん 8 時まで
- ② 体操服は、学校で着替える。
たいそうふく がっこう できが
- ③ 登校後は、勝手に校外へ出ない。
とうこうごは、勝手にこうがいへで
- ④ 学習に不必要な物は持ってこない。(華美なものは控える)
がくしゅう にふひつようなものはもってこない。(かび かなものはひかえる)
(お金、おもちゃ、缶ペンケース、色ペン、シャープペンシル、修正液など)
かね、おもちゃ、かん ペンケース、いろ ペン、シャープペンシル、しゅうせいえき など
- ⑤ 各クラスのボールは必ず元の場所に返す。
かく クラスのボールはかならずもと ばしょに かえす。
- ⑥ バランストレーナー・一輪車は、3年生以上の児童が使う。業間・昼休み・放課後、運動場で使用する。
いちらんしゃは、ねんせい いじょう じどうがつか ぎょうかん ひるやすみ ほうかご うんどうじょう でしようする。
しやうごは どり おとしてもと もど。
- ⑦ コート全面を独占したサッカーは行わない。
こーと ぜんめん どりくせん サッカーは おこな
- ⑧ 体育館は、担任又は担当者の責任のもとでのみ使用することができる。
たいいくかん たんにん また たんとうしゃ せきにん でのみ しよう することが できる。
- ⑨ 2階の東通路、教室テラスへは出ない。
かい 2 階の ひがしどうろ ぎやうしつ テラスへは で
- ⑩ 校門から出入りする。(生け垣を踏み越えない)。
こうもん から で いりする。(いけがき を ふみこえ ない)。
- ⑪ 1～3年生は地区で下校する。4年生以上は終業後複数で速やかに下校する。
1～3 年生は ちく で げこうする。4 年生 いじょう しょうぎょうご ふくすう で すばやくに げこうする。
- ⑫ 上ぐつ・下ぐつの使用を区別する。
うえぐつ・したぐつ の しよう を くべつ

校外生活の約束

- ① 校区外へは、4年生以上で以下の場所なら外出してもよい。

※必ず、保護者の許可をもらう。

※3年生以下は保護者と行動をともにする。

【外出してもよい場所・条件】

- 1 赤穂市民プール(夏休み中)
- 2 赤穂市立図書館
- 3 病院
- 4 習い事
- 5 保護者が頼んだおつかい(赤穂東中学校区内)
- 6 海浜公園(グループで)

- ② 赤穂東児童館は保護者の許可があれば、1～3年生も友達だけで行ってもよい。
- ③ 赤穂東中学校区内の魚釣りに限り、親の許可を得て3人以上で出かけてもよい。(4年生以上)
- ④ 道路の横断には細心の注意をはらい、必ず横断歩道を渡る。
- ⑤ 自転車は正しく乗り、止める場所や止め方に十分注意する。(ヘルメットをかぶる)
- ⑥ 決められた時刻までに帰宅する。(3月～9月は午後6時／10月～2月は午後5時)
- ⑦ 買い物の用事があるとき以外は店へ出入りしない。
- ⑧ 公園では、マナーを守って遊ぶ。(遊び方、ゴミ等)
- ※元沖公園・正保橋公園では、ボールを使って遊べない。
- ⑨ 海浜公園内では、グループで行動する。
- ⑩ タブレット、スマートフォン等でインターネット、SNSを利用する場合は御崎小SNSのルールや家の約束を守る。

禁止です!!

- ① 子ども同士で飲食店やゲームセンターに入ること。
- ② 物やお金のやりとりや貸し借り。
- ③ エアーガンやおもちゃのピストル等の有害玩具(ゲームも含む)の使用。
- ④ 危険な場所での遊びや火遊び。
- ⑤ 路上での一輪車・スケートボード等の遊び・ボール遊び。